

小作争議報告要領 (三月二十一日決裁同僚分事務續後)

- 一、小作争議の発生に付ては毎月々報として一報報告
- 二、終熄したる場合は小作争議調査表に依り報告
- 三、争議中特種のものに其の状況詳細報告